

第88回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）
当社1階会議室

目次

株主のみなさまへ	2
第88回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	5
事業報告	28
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	55
(ご参考)	
トピックス	60
会社情報/株式情報	61

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
- 第2号議案** 監査役1名選任の件
- 第3号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件



日本コンクリート工業株式会社

証券コード：5269

経営理念

日コングループは

**「コンクリートを通して、安心・安全で
豊かな社会づくりに貢献する」**

ために存在します

私たちのこだわり（行動理念）

私たちは

1. お客様を大切にし、社員の働き甲斐と幸せの実現を目指します
2. コンクリートでお客様に感動を与える高い技術力を保持し、品質至上を目指します
3. 適正利潤を確保し、企業価値を高め、株主の信頼と社員の幸福を目指します
4. 私たち社員は
 - ・熱きチャレンジの心を持っております
 - ・常に自己革新を目指します
 - ・失敗を責めず、失敗から学びます
 - ・社内外での挨拶を励行します



表紙の写真

バイオマス発電所防音壁
剛体吸音材ポアセルを使用した防音壁です。
燃料用間伐材の破砕時に発生する作業音などを
吸収することができます。

株主のみなさまへ

個の力とチーム力を高め自ら変化を起こす企業を目指します。

株主のみなさまには、日頃より日本コンクリート工業グループにご支援、ご高配を賜り心より御礼申し上げます。
当社第88回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当事業年度（2018年度）は創業70周年の節目を迎えた年であるとともに、新たな中期経営計画である2018年中期経営計画（以下「18中経」といいます。）を策定し、心機一転、3年間のスタートを迎えた年でありました。この18中経では「グローバルな視野とやり抜く力で「チーム日コン」の成長を目指そう<人を育て、社会に貢献する企業へ>」を中期経営方針と定めております。この方針を基に「技術の日コン」、「品質の日コン」、「環境の日コン」、「人材の日コン」の「NC4つの礎」を事業基盤として強化することとし、さらに「コンクリート製品事業」、「専門工事事業」、「グローバル事業」の「NC新3本柱」を事業戦略とした計画を立案しました。これらにおける課題解決のための諸施策を着実に実行することにより、安定した収益基盤の確立と持続的成長を目指すこととし、従業員一丸となって取り組んでおります。

建設市場の需要は堅調ではありますが人材不足や流通面の問題が解消されておらず、省人化を図ることのできるプレキャストコンクリート二次製品の役割は、ますます大きくなるものと考えております。このような時流を読み取り、当事業年度におきましては様々な取り組みを行ってまいりました。まず北海道コンクリート工業株式会社を株式取得により子会社化し、北海道地区でのコンクリートポール・パイルの営業力・施工力を強化いたしました。また、当社グループ独自製品であるPC-壁体では懸垂式杭打機によるプレボーリング工法であるアポロン工法を使用することで、狭隘地での施工を可能としました。コンクリートポールでは法令順守のために嵌合式コンクリートポール（商品名：キャップオンポール（略称「COP」））を開発いたしました。その他に新たな需要開拓と人材育成を目的とし、当社が中心となりコンクリートポールの調査・診断評価から補修や建替え等の立案に至るまでの業務を適正かつ厳格に遂行する能力を有する優れた技術者の育成をすべく、「コンクリートポール診断士協会」を設立し、診断技術の向上を目指しました。また、海外事業におきましては、連結子会社となりましたNC Myanmar社が、安定的に成長しております。

その効果もあり、昨年同様ポール製品事業の厳しい状況を受けながらも、基礎事業ならびに土木製品事業が好調でありましたことから、当期の売上高は18中経日標値を達

成し、499億75百万円（前期比17.7%増）となりました。損益面につきましては、営業利益は21億37百万円（前期比5.2%増）、経常利益は24億円（前期比9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億49百万円（前期比4.8%増）となりましたことをご報告申し上げます。

また、配当金につきましては、期末配当金1株につき3円50銭とし、中間配当金3円50銭とあわせ、昨年と同額の年間7円とさせていただきます。

今般、世の中の動き・変化は大変激しいものとなっております。新たな移動通信技術5Gや、大阪万博の開催決定など、当社グループの製品が活躍できる可能性を秘めた場所が大いに考えます。このような需要を取り込み、社会の発展に寄与すべく、これまで以上に市場・顧客の声に真摯に対応するとともに、経営の透明性と健全性を確保し、コーポレートガバナンスの一層の充実に努めることで企業価値の向上を図り、株主のみなさまのご期待に応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月



取締役会長

代表取締役社長

網谷勝彦

土田伸治

証券コード5269

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目6番14号

日本コンクリート工業株式会社

代表取締役社長 土田 伸治

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2. 場 所 東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）
当社1階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第88期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ncic.co.jp/>) に掲載しておりますので、本「招集ご通知」には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人が会計監査報告を、事業報告、連結計算書類および計算書類は監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して、監査をした書類の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の指名にあたっては取締役会の諮問に基づき、公正性・透明性を確保するため、社外取締役を委員長とし、半数以上を社外役員で構成する任意の指名諮問委員会が審議し、承認した指名案を取締役会へ答申し、取締役会の決議をもって決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名				現在の当社における地位および担当	
1	再任	あみ 網	や 谷	かつ 勝	ひこ 彦	取締役会長、取締役会議長、報酬諮問委員長、指名諮問委員	
2	再任	つち 土	だ 田	しん 伸	じ 治	代表取締役社長執行役員、経営全般の業務執行責任者、営業本部長	
3	再任	ない 内	とう 藤	よし 義	ひろ 博	取締役	
4	再任	いま 今	い 井	しょう 昭	いち 一	取締役常務執行役員、本部（経営管理全般）担当、経理部長	
5	再任	や 八	ぎ 木	いさお 功	社外取締役 独立役員	取締役、報酬諮問委員、指名諮問委員	
6	再任	ま 間	づか 塚	みち 道	よし 義	社外取締役 独立役員	取締役、指名諮問委員長、報酬諮問委員
7	再任	いし 石	ざき 寄	のぶ 信	のり 憲	社外取締役 独立役員	取締役、報酬諮問委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
1 再任	 あみ や かつ ひこ 網谷 勝彦 (1943年8月23日)	1968年4月 当社入社 1997年6月 当社社長室長 1998年6月 当社取締役 2001年6月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2006年6月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社代表取締役社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役会長兼CEO 2018年6月 当社取締役会長(現在) 北海道コンクリート工業株式会社取締役(現在)	197,400株
取締役候補者とした理由 入社以来経営管理部門に携わり、1998年に取締役に就任以降、代表取締役社長、代表取締役会長兼CEOを務めるなど、長く経営の監督を適切に行っております。現在は業務執行を行わない取締役会長として取締役会議長を務め、コーポレートガバナンスに注力するなど、企業理念の実践を通じて持続的な企業価値の向上を図っており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2 再任	 つち だ しん じ 土田 伸治 (1956年5月14日)	1980年4月 当社入社 2007年7月 当社技術開発第一部長兼品質保証部長 2009年6月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2014年6月 当社取締役専務執行役員 NC日混工業株式会社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役社長兼COO 2016年6月 NC日混工業株式会社代表取締役社長(現在) 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員(現在) (重要な兼職の状況) NC日混工業株式会社代表取締役社長	93,400株
取締役候補者とした理由 入社以来長年技術部門を歩み、2010年に取締役就任後は技術部門の責任者として、2013年からは管理部門の責任者を兼務して、代表取締役を補佐するとともに海外部門の展開にも積極的に取り組んでまいりました。2015年に代表取締役社長兼COOに就任、現在は代表取締役社長として当社グループの経営理念、行動理念に基づいた当社の技術力の向上に積極的に取り組んでおります。経営者としてグループの業績、企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
3 再任	 ないとう よしひろ 内藤 義博 (1950年7月22日)	1974年4月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社） 入社 2004年6月 同社資材部長 2006年6月 同社執行役員千葉支店長 2008年6月 同社常務取締役 2012年6月 同社取締役、代表執行役副社長 2013年6月 同社取締役（監査委員会委員） 2014年4月 同社取締役（監査委員会委員長） 2015年5月 株式会社JERA代表取締役会長 2016年7月 株式会社関電工顧問（現在） 2018年6月 当社取締役（現在）	2,600株
<p>取締役候補者とした理由 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）代表執行役副社長および株式会社JERA代表取締役会長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
4 再任	 いま しょう いち 今井 昭一 (1960年1月6日)	1983年4月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2006年10月 太平洋セメント株式会社経理部経理チームリーダー 2009年12月 当社経理部長 2011年6月 当社執行役員経理部長 2013年6月 当社取締役執行役員経理部長 NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長（現在） 東海コンクリート工業株式会社取締役 2015年6月 当社取締役執行役員経営管理部長 2016年6月 当社取締役執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員（現在） 2018年2月 当社経理部長（現在） 2018年6月 株式会社日本ネットワークサポート取締役（現在） (重要な兼職の状況) NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長	25,700株
取締役候補者とした理由 経理部長を兼務するなど財務・会計に関する深い知見を有し、経営管理部門を担当しております。深く当社グループの経営理念、行動理念を理解し、IRに積極的に取り組みその周知を行うなど、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。			
5 再任	 や ぎ いさお 八木 功 (1942年5月15日)	1965年4月 全日本空輸株式会社入社 1993年6月 同社取締役 1997年6月 同社常務取締役総務本部長 1999年6月 同社代表取締役副社長 2003年6月 全日空商事株式会社代表取締役社長 2011年5月 一般財団法人日本航空協会顧問（現在） 2011年6月 当社取締役（現在）	32,700株
社外取締役候補者とした理由 全日本空輸株式会社代表取締役副社長および全日空商事株式会社代表取締役社長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。			
社外取締役 独立役員			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
6 再任	 <p>まつかみちよし 間塚道義 (1943年10月17日)</p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1968年 4月 富士通ファコム株式会社入社 1971年 4月 富士通株式会社に転籍 2001年 6月 同社取締役兼東日本営業本部長 2005年 6月 同社取締役専務 2006年 6月 同社代表取締役副社長 2008年 6月 同社代表取締役会長 2009年 9月 同社代表取締役会長兼社長 2014年 6月 同社取締役相談役 2015年 6月 当社取締役（現在） 2016年 6月 富士通株式会社相談役 株式会社アマダホールディングス社外取締役（現在） 2018年 4月 富士通株式会社シニアアドバイザー（現在） 2018年 6月 月島機械株式会社社外取締役（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アマダホールディングス社外取締役 月島機械株式会社社外取締役</p>	14,700株
<p>社外取締役候補者とした理由 富士通株式会社代表取締役会長、社長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
7 再任	 いし ざき のぶ のり 石 寄 信 憲 (1948年7月16日) 社外取締役 独立役員	1978年3月 司法修習終了(第30期) 1978年4月 高井伸夫法律事務所入所 1984年8月 石寄信憲法律事務所代表 1996年6月 経営法曹会議常任幹事(現在) 2002年1月 司法制度改革推進本部労働検討会委員 2002年10月 日弁連労働法制委員会副委員長 2011年4月 石寄・山中総合法律事務所代表弁護士(現在) 2017年6月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) 石寄・山中総合法律事務所代表弁護士	5,400株
社外取締役候補者とした理由 労働法のエキスパートとして活躍されるなど、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から「働き方改革」などの経営課題を始めとして、経営全般に対する適切な提言と監督が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における地位および担当は、5頁の参考書類取締役候補者一覧および38頁の事業報告「4.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 八木功、間塚道義、石寄信憲の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 八木功、間塚道義、石寄信憲の3氏は現在当社の社外取締役であり、3氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって八木功氏が8年、間塚道義氏が4年、石寄信憲氏が2年であります。
5. 八木功、間塚道義、石寄信憲の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
- なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は独立性を有しないと判断しており、3氏は各要件のいずれにも該当しておりません。
- (1) 現在において、以下のいずれかに該当する者
- ① 当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主) またはその業務執行者
 - ② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の3%を超える取引先またはその業務執行者
 - ③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の3%を超える取引先またはその業務執行者
 - ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
 - ⑥ 当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた寄付を受けている者またはその業務執行者
 - ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその業務執行者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記(1) ①~⑦のいずれかに該当している者
6. 当社は、八木功、間塚道義、石寄信憲の3氏と間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役安藤まこと氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
 <p>あん どう 安藤まこと (1959年10月8日)</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p> <p>再任</p>		<p>1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入社</p> <p>1988年12月 KPMG Peat Marwick New York Office入社</p> <p>1991年4月 櫻井会計事務所入所</p> <p>1994年4月 警視庁入庁</p> <p>2002年4月 安藤税務会計事務所(現響税理士法人)入所(現在) 安藤公認会計士共同事務所入所(現在)</p> <p>2007年6月 インヴァスト証券株式会社社外監査役</p> <p>2013年6月 当社監査役(現在)</p> <p>2015年6月 インヴァスト証券株式会社社外取締役(監査等委員)(現在)</p> <p>2017年6月 明治ホールディングス株式会社社外監査役(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) 響税理士法人代表社員 インヴァスト証券株式会社社外取締役(監査等委員) 明治ホールディングス株式会社社外監査役</p>	34,700株
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>長年にわたり企業会計の実務に携わるなど公認会計士としての日本国内外における様々な豊富な経験と幅広い見識を有しております。独立した立場からの、経営全般に対する適切な提言と監督が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外監査役の選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安藤まこと氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年であります。
3. 安藤まこと氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準に加え、10頁記載の(注)5の要件のいずれかに該当する者は独立性を有しないと判断しており、同氏は各要件のいずれにも該当していません。
4. 当社は、安藤まこと氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、株主のみなさまからのご承認を受け、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を継続しており、その有効期間は2019年6月27日開催予定の第88期事業年度にかかる当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社では、本プランの失効に先立ち、2019年5月24日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、下記のとおり本プランを継続することを決定いたしました。

つきましては、下記のとおり、本プランを継続し、当社定款第16条第2項の規定に基づく当社取締役会への委任を行うことにつき、本議案のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループおよび当社の製造技術・施工技術の

供与先で構成するNCグループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、ならびに⑤上記①および②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買取に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを継続することといたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。また2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況（2019年3月31日現在）」のとおりです。

2. 提案の内容

(1) 本プランの発動にかかる手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案^{注1}（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等^{注2}について、保有者^{注3}の株券等保有割合^{注4}が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等^{注5}について、公開買付け^{注6}を行う者の株券等所有割合^{注7}およびその特別関係者^{注8}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」、本プラン継続当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者^{注9}、特別関係者および買付者を被支配法人等^{注10}とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）^{注11}

② 買付等の目的、方法および具体的内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

- ③ 買付等の価額及びその算定根拠（算定の基礎となる事実・過程、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等による一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジー内容を含みます。）
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - ⑦ 買付等の後における当社グループの株主（買付者等を除く）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループにかかる利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め、たとえば、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等
独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。
独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保する

ために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下、「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 株主総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記の (g) に基づき株主総会が開催された場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施についての決定を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施してはならない旨の勧告をした場合または株主総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

(g) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) 上記(e) ①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、ならびに独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議（株主総会の招集に関する決議を含みます。）の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的條件（対価の種類・価額、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針または事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の当社にかかる利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社事業

に係る総合的な技術力、高品質の製品・施工の安定的供給力、グループ間のネットワークおよび取引先等との強固な信頼関係の維持・向上に重大な支障をきたす等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者^{注12}、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者^{注13}、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者^{注14} (以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由^{注15}が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるもの
とします。

(4) 本プランの継続手続

本プランの継続については、当社定款第16条第2項の規定に基づき、本定時株主総会において本プランに
記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任する旨
の議案を付議し、株主のみなさまのご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度の
うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を
決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社株主総会もしくは当
社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止される
ものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程
等の新設または改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由
により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の
決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することがで
きます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修
正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、
同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生
じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理
的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- 注1 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- 注2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- 注3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- 注4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
- 注5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 注6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
- 注8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- 注9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- 注10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 注11 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- 注12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 注13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の

株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

注14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

注15 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下、「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

別紙 1

当社の大株主の状況（2019年3月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
新日鐵住金株式会社	6,940	12.10
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,634	6.33
日コン取引先持株会	2,597	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,564	4.47
日本電設工業株式会社	2,008	3.50
太平洋セメント株式会社	1,500	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,161	2.02
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,133	1.97
株式会社みずほ銀行	1,000	1.74
株式会社三菱UFJ銀行	930	1.62

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式450,337株を控除して計算、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 役員報酬BIP信託（73,206株）および株式付与ESOP信託（87,736株）が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。
 3. 新日鐵住金株式会社は2019年4月1日付で商号を日本製鉄株式会社に変更しております。
 4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2018年10月15日付で提出された大量保有報告書により、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社合計で2018年10月8日現在、当社株式2,923千株（提出時点における持株比率5.09%（自己株式を除く））を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

別紙 2

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に依る。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との協議・交渉
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。

- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

別紙 3

独立委員会委員略歴

八 木 功 (やぎ いさお)

1942年 5月15日生まれ

1965年 4月 全日本空輸株式会社入社

1993年 6月 同社取締役

1997年 6月 同社常務取締役総務本部長

1999年 6月 同社代表取締役副社長

2003年 6月 全日空商事株式会社代表取締役社長

2011年 5月 一般財団法人日本航空協会顧問（現在）

2011年 6月 当社社外取締役（現在）

八木功氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役（非常勤）であります。

安 藤 まこと (あんどう まこと)

1959年10月 8 日生まれ

1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1988年12月 KPMG Peat Marwick New York Office入社

1991年 4 月 櫻井会計士事務所入所

1994年 4 月 警視庁入庁

2002年 4 月 安藤税務会計事務所 (現 響税理士法人) 入所 (現在)

2002年 4 月 安藤公認会計士共同事務所入所 (現在)

2007年 6 月 インヴァスト証券株式会社社外監査役

2013年 6 月 当社社外監査役 (現在)

2015年 6 月 インヴァスト証券株式会社社外取締役 (監査等委員) (現在)

2017年 6 月 明治ホールディングス株式会社社外監査役 (現在)

安藤まこと氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役 (非常勤) であります。

龍 村 全 (たつむら ぜん)

1956年12月13日生まれ

1985年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)

1985年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社・法務部 (社内弁護士)

1987年 4 月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所

1998年 9 月 龍村法律事務所開設

2000年 3 月 弁理士登録

2003年 4 月 中央大学大学院法学研究科兼任講師 (～2006年 3 月)

2007年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科兼任講師

2008年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 (～2011年 3 月)

以 上

(第88回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、地震や局地的豪雨などの自然災害の影響を受けながらも、雇用情勢や堅調な企業収益の改善が進むなかで、緩やかな回復基調となりましたが、一方で世界的な貿易摩擦への懸念、株価の不安定などの先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、建設投資は底堅さを維持しており、インフラ整備などの国内公共事業・民間事業ともに好調ではありますが、建設・物流業界の慢性的な人手不足および建設コストの上昇など懸念材料も見受けられます。

このような状況のもと、当社グループは、創業70周年の節目の年を迎えるとともに、新たな3か年の中期経営計画である2018年中期経営計画（以下「18中経」といいます。）を策定いたしました。新たな中経は、堅調な建設需要の確実な取り込みと、少子高齢化にともなう社会構造の変化による将来の建設需要の減少を見越して、成長の持続を目指すものとなっております。この18中経と当社の企業理念を踏まえ、当社が成長し続けるため、「コンクリート製品事業」、「専門工事事業」、「グローバル事業」を主力事業として「NC新3本社」と名付け、事業戦略を推進しました。その中でポール事業では当期は嵌合式コンクリートポールの製品化、既存ポールの維持管理業務の事業化、基礎事業では工法別の特徴を再検証し適切な設計・提案などの取り組みを行ってまいりました。また、海外子会社であるNIPPON CONCRETE (Myanmar) Co., Ltd.を連結子会社に加えたほか、当期は北海道コンクリート工業株式会社の株式取得による子会社化を実施し、当社グループ事業の拡大を図りました。

当期の売上高は、前年同様にポール製品事業の厳しい状況を受けながらも、基礎事業ならびに土木製品事業が好調であったことから、全体では499億75百万円（前期

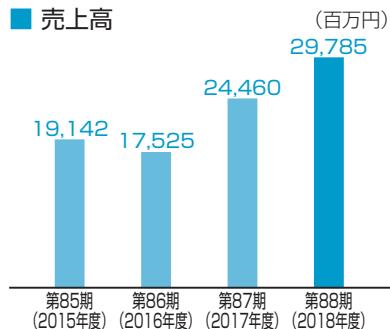
比17.7%増）となりました。損益面につきましては、グループを挙げ原価低減、コスト削減等に継続して取り組んでおり、営業利益は21億37百万円（前期比5.2%増）、経常利益は24億円（前期比9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億49百万円（前期比4.8%増）と前期比増収増益となりました。

これらを踏まえ、当期の期末配当金につきましては、1株につき3円50銭とし、中間配当金3円50銭とあわせ、年間7円（前期7円）とさせていただきます。

当期の事業別の概況は次のとおりであります。

① 基礎事業

パイル全国出荷量がほぼ横ばいで推移する中、コスト削減に取り組むほか、地道な営業活動を継続し積極的に設計提案を行った結果、売上高は297億85百万円（前期比21.8%増）、セグメント利益は19億25百万円（前期比84.4%増）となりました。

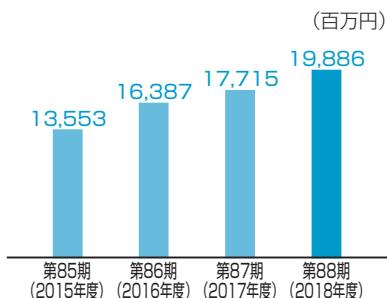


② コンクリート二次製品事業

コンクリート二次製品事業のうち、ポール製品につきましては、業界全体で出荷量が減少しており、その中で携帯基地局用ポールが増加しましたものの、通信線路

用・配電線路用ポールで当期も厳しい状況が続いたことにより減少いたしました。土木製品につきましては、PC-壁体が大型案件を受注しましたほか、子会社フリー工業株式会社の売上也加わったことにより増加しました。その結果、コンクリート二次製品事業の売上高は198億86百万円（前期比12.3%増）、セグメント利益は16億80百万円（前期比28.0%減）となりました。

■ 売上高



③不動産・太陽光発電事業

太陽光発電事業におきましては、NC関東発電所（茨城県古河市）およびNC田川発電所（茨城県筑西市）の両発電所は、継続して安定的な発電・売電を行っております。不動産事業におきましては、介護施設等の安定的な賃貸料収入を計上しており、売上高は3億3百万円（前期比10.7%増）、セグメント利益は1億53百万円（前期比8.1%増）となりました。

(2)設備投資等の状況

当期の設備投資額は20億47百万円であり、その主なものとしましては、基礎事業におけるパイル生産設備および杭打工事設備等10億77百万円、コンクリート二次製品事業におけるポール・プレキャスト製品の生産設備等9億60百万円であります。

(3)資金調達の状況

株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を、極度額30億円で更改いたしました。

(4)他の会社の株式その他持分の取得または処分の状況

当社は、北海道コンクリート工業株式会社の株式を当該事業年度期間中に合計で1,155,475株取得し、子会社といたしました。

(5)対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国などの海外経済の失速により輸出の停滞、消費税増税後に個人消費の落ち込みなどが懸念される一方、消費税増税による落ち込みへの政府の対応策や、2019年ラグビーワールドカップおよび2020年東京オリンピック・パラリンピックによるインバウンドが予想され、国内経済は堅調に推移するものと想定されます。

当社グループを取り巻く環境はそのような中で都市再開発やリニア新幹線、大阪万博などの新たなインフラ整備、建設現場の生産性向上への取り組みにともなうプレキャストコンクリート製品の拡大が期待されております。

このような状況のもと、前述のとおり当社グループは、2018年5月に18中経を策定・公表し、主力事業を「NC新3本社」と名付け、「グローバルな視野とやり抜く力で「チーム日コン」の成長を目指そう<人を育て、社会に貢献する企業へ>」と定めた中期経営方針のもと、各事業戦略を推進すべく努力いたします。まず、コンクリート製品事業では、コンクリートポール事業の減少する業界需要のなかにおいても、顧客開拓および情報収集の実施、ポールメンテナンス事業の営業活動などを行ってまいります。土木製品事業においては海洋土木や、リニア新幹線等の地下トンネルを利用した交通インフラへの積極営業に注力いたします。基礎事業においても、競合他社との受注競争が予想さ

れる厳しい市場のなかにあります。各地における様々な需要を取り込むべく積極営業に注力いたします。また、基礎事業および土木製品事業の工法開発を軸に、工事の領域・能力・品質を強化し差別化の柱とし、工法・製品の競争力を高め、グループ会社との連携や異業種を含めた他社とのアライアンスを推進し、市場および事業領域の拡大を図ってまいります。グローバル事業では、東南アジアの製造子会社ならびに各プロジェクトを発展・成功に導くことにより世界にNCブランドを浸透させ、需要旺盛な海外市場を取り込むことで、成長の基盤構築に取り組み、グローバル化を推進してまいります。

当社グループは、「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念に基づき、今後もコスト削減に取り組み利益率の向上を図るとともに、顧客が要望する性能・品質・価格に応えるべく、努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6)財産および損益の状況

項目	期	第85期 2015年度	第86期 2016年度	第87期 2017年度	第88期 2018年度
売上高 (百万円)		32,896	34,178	42,450	49,975
経常利益 (百万円)		1,277	1,740	2,200	2,400
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		990	1,191	1,383	1,449
1株当たり当期純利益 (円)		17.28	20.81	24.17	25.35
総資産 (百万円)		62,651	63,558	72,249	75,940
純資産 (百万円)		34,705	34,892	36,353	38,840

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第85期の数値につきましては、第86期からの不動産・太陽光事業の収益売上計上により、比較のために表示の変更をしております。
 3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当期首から適用しており、比較のため第87期にかかる総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(ご参考)

■ 売上高



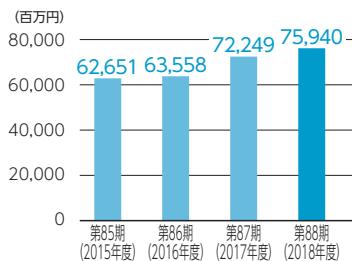
■ 1株当たり当期純利益



■ 経常利益



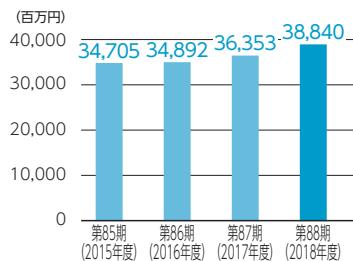
■ 総資産



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 純資産



(7)重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
製造会社	NC日混工業株式会社	東京都港区	80	75.28	ポール・パイル部分品の製造および販売
	NC東日本コンクリート工業株式会社	茨城県筑西市	80	100.00	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造
	NC中日本コンクリート工業株式会社	三重県鈴鹿市	20	100.00	ポールの製造
	NC関東パイル製造株式会社	茨城県河口市	100	100.00	パイルの製造
	NC西日本パイル製造株式会社	兵庫県高砂市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC九州パイル製造株式会社	福岡県直方市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC九州株式会社	福岡県直方市	90	71.00	ポール・パイルの製造
	NC貝原パイル製造株式会社	岡山県倉敷市	60	100.00	パイルの製造
	NC四国コンクリート工業株式会社	愛媛県西条市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC中部パイル製造株式会社	三重県四日市市	30	100.00	パイルの製造
	NCセグメント株式会社	群馬県馬場郡	490	100.00	プレキャスト製品の製造
製造販売会社	NCプレコン株式会社	岡山県倉敷市	100	100.00	建築部材の製造および販売
	NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co., Ltd.	ミャンマー国モモン州	87 <small>（ミャンマーチャック）</small>	69.70	ポール・パイルの製造および販売
	北海道コンクリート工業株式会社	北海道札幌市	222	56.93	コンクリート二次製品の製造、販売および施工
施工会社	NC工基株式会社	東京都港区	72	100.00	杭基礎工事の施工
	フリー工業株式会社	東京都台東区	100	72.55	のり面工事の施工および土木建材の販売
販売会社	NC貝原コンクリート株式会社	岡山県倉敷市	10	100.00	パイルの販売および施工
輸送会社	NCロジスティックス株式会社	茨城県筑西市	10	70.00	ポール・パイル等の運送
資産管理会社	NCマネジメントサービス株式会社	東京都港区	10	100.00	不動産の賃貸・管理

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

②企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記①に記載の19社であり、持分法適用関連会社は3社であります。なお、当連結会計年

度の売上高は499億75百万円（前期比17.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億49百万円（前期比4.8%増）であります。

(8)主要な事業内容

当社グループの主な事業は、コンクリート製品の製造・販売および工事請負ならびにそれらに付帯関連する事業であります。主要な製品および工法は次のとおりであります。

製品	コンクリートポール	様々なニーズに対応したコンクリート柱（単独柱、フランジ式継ぎ柱、キャップオンポール〔ICOP〕、施工が容易な継ぎ柱）など 配電線路、通信線路、電車線路、防球ネット、照明、移動体通信アンテナ、防災無線、小型風力発電等の支持物のほか、上記コンクリート柱の点検・補修も行ってあります。
	コンクリートパイル	様々な施工ニーズに対応した基礎杭 ・PHCパイル（ONA、ONA105、ONA123） ・PRCパイル（HiDuc-CPRC、HiDuc-CPRC105、HF-Duc、HF-Duc105） ・SCパイル（Hi-SC、Hi-SC105、Hi-SC123） ・RSC・RSCPパイル（ハツリ部がRC構造のSCパイル） ・エスタス105（SCパイルとPHCパイルを一体化させたパイル） ・SPHC杭（鋼管巻きPHC杭） なお、PHCパイルには、外観形状が異なる節杭、HBパイル、HMパイルなどがあります。
	PC-壁体	高剛性な土留め構造物用等辺角型コンクリートパイル （仮設なしで自立式の擁壁や護岸を急速築造）
	コンクリートセグメント	シールドトンネル用RCセグメント （高流動セグメントも高品質、低価格で生産可能）
	プレキャスト コンクリート	地中配電線路材（マンホール、ハンドホール） 土木部材（親杭パネル、NJ軽量高欄、パワースラブ、受圧板）
	超高強度繊維補強 コンクリート（UFC）	主に水路、橋脚、トンネル等の補修、建物の耐震補強に使用される耐久性、耐磨耗性、耐塩害性等に優れた超高強度のコンクリート部材
	ポアセル	気泡壁が部分的に破泡連通していることで高い吸音性を発揮するセメント系のブロック状の剛体多孔質吸音材
	ローデックス PAdeCSおよびASTICON	廃水に含まれるリン、ヒ素他有害成分の除去、酸性廃水の中和、脱臭などの多機能性を有した、製品製造時に発生する未利用資源のリサイクルから生まれた環境浄化材
	デコメッシュ	擁壁コンクリート打設のための工事を簡単容易かつ工期短縮を可能とする、超軽量で優れた防錆性能を備えた残存式石積様凹凸化粧模様システム金網型枠
工法	ローデックス RODEX工法	特殊なロッドにより地盤を攪拌掘削し、その掘削孔に杭を回転埋設するプレボーリング拡大根固め工法
	ハイ・ビー・エム H・B・M工法	HBパイル（溝付き拡底杭）を使用し、球根部の軸力と摩擦支持力を確実に発揮するプレボーリング系高支持力工法
	ハイパー Hyper-MEGA工法	先端部に超高強度の節付き杭を用いるプレボーリング系高支持力工法

工法	ハイパー Hyper-ストレート工法	全長同径のストレート掘削で標準型既製コンクリート杭を使用するシンプルな工程のプレボーリング系高支持力工法
	ナックス NAKS工法	杭の中空部に挿入した特殊なロッドにより地盤を掘削し、杭を自重または強制圧入力により沈設後、杭の先端に拡大球根を築造する中掘り拡大根固め工法
	ハイパー ナックス Hyper-NAKS II 工法	従来のHyper-NAKS工法をさらに進化させ、地盤支持力をより大きくした中掘り系高支持力工法
	ピン-グリブ PCW工法	高い自立性、安定性、強度を備えた外壁鉄筋コンクリートパネルと気泡混合盛土工を併用し、斜面に耐久性の高い盛土構造物を経済的に構築する工法

(9)企業集団の主要な拠点等

①当社

本社	東京都港区芝浦四丁目6番14号	
支店	大阪支店	大阪市中央区
	名古屋支店	名古屋市中村区
	九州支店	福岡市博多区
	四国支店	香川県高松市

②子会社

前記の「(7)①重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(10)従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減
1,228名 (371名)	232名増 (14名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

②当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
371名 (43名)	26名増 (13名増)	42.7歳	10.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

(1)主要な借入先

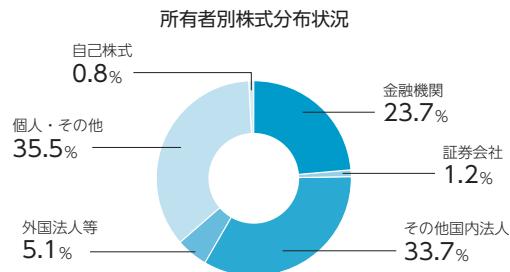
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,680
株式会社みずほ銀行	1,450
三井住友信託銀行株式会社	917
株式会社三井住友銀行	687
株式会社百五銀行	502
株式会社常陽銀行	493
株式会社足利銀行	493

- (注) 上記借入金残高の中に、下記銀行をエーエージェントとするシンジケートローンが含まれております。
株式会社三菱UFJ銀行 1,200百万円
株式会社みずほ銀行 900百万円

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 180,000,000株
- ②発行済株式の総数 57,777,432株
(自己株式450,337株を含む。)
- ③株主数 9,313名
- ④大株主（上位10名）



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
新日鐵住金株式会社	6,940	12.10
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,634	6.33
日コン取引先持株会	2,597	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,564	4.47
日本電設工業株式会社	2,008	3.50
太平洋セメント株式会社	1,500	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,161	2.02
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,133	1.97
株式会社みずほ銀行	1,000	1.74
株式会社三菱UFJ銀行	930	1.62

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式450,337株を控除して計算、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 役員報酬BIP信託 (73,206株) および株式付与ESOP信託 (87,736株) が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。
3. 新日鐵住金株式会社は2019年4月1日付で商号を日本製鉄株式会社に変更しております。
4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2018年10月15日付で提出された大量保有報告書により、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社合計で2018年10月8日現在、当社株式2,923千株 (提出時点における持株比率5.09% (自己株式を除く)) を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2)その他株式に関する事項

2019年2月12日開催の取締役会決議にて自己株式の取得を決定いたしました。決議内容および当決議における買付開始日から2019年3月31日までに取得いたしました株式の状況は下記のとおりです。

①2019年2月12日開催取締役会決議の内容

- ・取得対象株式の種類 普通株式
- ・取得する株式の総数 1,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.73%）
- ・株式の取得価額の総額 300,000,000円（上限）
- ・取得する期間 2019年2月19日から2019年6月30日まで

②上記①における当事業年度内に取得した株式の総数

- ・取得した株式の総数 331,400株
- ・株式の取得価額の総額 92,666,600円
- ・取得した期間 2019年2月19日から2019年3月31日まで

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	当社における担当および重要な兼職の状況
取締役会長	網谷勝彦	取締役会議長、報酬諮問委員長、指名諮問委員
代表取締役社長	土田伸治	社長執行役員、経営全般の業務執行責任者、営業本部長 NC日混工業株式会社代表取締役社長
取締役	今井昭一	常務執行役員、本部(経営管理全般)担当、経理部長 NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長
取締役	八木功	報酬諮問委員、指名諮問委員
取締役	間塚道義	指名諮問委員長、報酬諮問委員 株式会社アマダホールディングス社外取締役、 月島機械株式会社社外取締役
取締役	松岡弘明	新日鐵住金株式会社執行役員、日亜鋼業株式会社非常勤監査役
取締役	石寄信憲	報酬諮問委員 弁護士、石寄・山中総合法律事務所代表弁護士
取締役	内藤義博	—
常任(常勤)監査役	井上敏克	—
監査役	安藤まこと	報酬諮問委員、指名諮問委員 公認会計士、響税理士法人代表社員、 インヴァスト証券株式会社社外取締役(監査等委員)、 明治ホールディングス株式会社社外監査役
監査役	西村俊英	太平洋セメント株式会社常勤監査役

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。なお、異動日は2018年6月28日であります。

- 新任 取締役 内藤義博
- 取締役八木功、同間塚道義、同松岡弘明、同石寄信憲、同内藤義博の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 監査役安藤まこと、同西村俊英の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 監査役井上敏克氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 監査役安藤まこと氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 監査役西村俊英氏は長年にわたる経営管理部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 取締役八木功、同間塚道義、同石寄信憲、同内藤義博、監査役安藤まことの5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務する者（*）も含めた執行役員は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	担当・役職
* 社長執行役員	土 田 伸 治	
* 常務執行役員	今 井 昭 一	
常務執行役員	今 井 康 友	営業（ポール関連事業統括）担当
執行役員	田 中 勝 也	営業本部（西日本管理）、営業（西日本基礎事業統括）担当、 西日本管理本部長
執行役員	塚 本 博	本部（生産管理全般）担当
執行役員	小 寺 満	本部（技術開発）担当、技術開発部長
執行役員	増 田 知 行	営業本部（建設工事統括）担当 NC工基株式会社代表取締役社長
執行役員	草 山 丈 太	本部（環境・エネルギー事業）、営業本部（営業戦略室）、 営業（土木製品事業統括）担当、土木製品営業管理部長、 都市基盤建材営業部長
執行役員	山 本 博 正	本部（海外事業統括）担当、海外事業管理部長 NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co., Ltd. Chairman
執行役員	廣 沢 明	営業（東日本基礎事業統括）担当
執行役員	吉 成 壽 男	営業（セグメント事業統括）担当 NCセグメント株式会社代表取締役社長

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役5名および監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3)取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	固定報酬		変動報酬				総 額
	基本報酬		賞与		株式報酬		
	人員	報酬総額	人員	報酬総額	人員	報酬総額	
取締役 (うち社外取締役)	8名 (5名)	92,085千円 (28,305千円)	3名 (―)	21,780千円 (―)	3名 (―)	5,390千円 (―)	119,255千円 (28,305千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28,740千円 (10,980千円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	28,740千円 (10,980千円)
合計	11名	120,825千円	3名	21,780千円	3名	5,390千円	147,995千円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額（基本報酬および賞与）は、年額2億50百万円であります（2006年6月29日開催の第75回定時株主総会決議）。この他に2015年6月26日開催の第84回定時株主総会において、信託期間（3年間）毎に1億20百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型株式報酬を支給することが決議されております。なお、当期末における取締役に付与する当社株式の総数の上限は、支給の対象となる取締役全員で14,189株となっております。
3. 監査役の報酬限度額（基本報酬のみ）は、年額40百万円であります（1988年6月29日開催の第57回定時株主総会決議）。
4. 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等はありません。

②役員報酬等の額の決定に関する方針

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基本報酬額に、一定の基準に基づき、会社業績等に応じた加減を行って算定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

I. 報酬諮問委員会

当社は、監査役会設置会社体制のもと、取締役の報酬につきまして、公正性、客観性および透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し、その構成は取締役会議長と独立社外取締役3名および独立社外監査役1名をメンバーとし、オブザーバーとして代表取締役が参加します。報酬諮問委員会の委員長は取締役会議長が務めます。また、報酬諮問委員会は、当社の取締役報酬制度および取締役報酬額につきまして審議し、取締役会に答申します。

II. 取締役の報酬

当社の取締役報酬は、現金報酬として基本報酬（月額報酬）に加え業績と連動させた賞与および自社株報酬として中長期的な業績向上を目的とした信託を利用した株式付与制度で構成しており、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

III. 監査役の報酬

当社の監査役報酬は、基本報酬のみとしております。

(4)取締役および監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役に対し経営に必要な知識の習得および責務への理解を深めるため、適宜外部の研修やセミナーを受講できる体制を取っております。特に社外役員に対して、当社への理解を深めるために製造子会社工場見学や、取締役会出席者による情報交換の場として社外役員との経営懇談会を適宜開催し、教育・情報提供および意見交換を行っております。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
間塚道義 (社外取締役)	◇株式会社アマダホールディングス社外取締役 当社と株式会社アマダホールディングスとの間には重要な取引その他関係はありません。 ◇月島機械株式会社社外取締役 当社と月島機械株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。
松岡弘明 (社外取締役)	◇新日鐵住金株式会社執行役員 当社は新日鐵住金株式会社から、コンクリートポール・パイル等の原材料の一部である鋼材等を仕入れております。なお、同社は当社発行済株式（自己株式を除く）の12.10%を保有しております。 ◇日亜鋼業株式会社非常勤監査役 当社と日亜鋼業株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。
石寄信憲 (社外取締役)	◇石寄・山中総合法律事務所代表弁護士 当社は石寄・山中総合法律事務所へ僅少ではありますが、個別に法律相談を行っております。
安藤まこと (社外監査役)	◇響税理士法人代表社員 当社と響税理士法人との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇インヴァスト証券株式会社社外取締役（監査等委員） 当社とインヴァスト証券株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇明治ホールディングス株式会社社外監査役 当社と明治ホールディングス株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。
西村俊英 (社外監査役)	◇太平洋セメント株式会社常勤監査役 当社は太平洋セメント株式会社から、コンクリートポール・パイル等の原材料の一部であるセメント等を仕入れております。なお、同社は当社発行済株式（自己株式を除く）の8.95%（退職給付信託口3,634千株を含む）を保有しております。

②主な活動状況

氏名	出席会議および出席回数	主な活動状況
八木 功 (社外取締役)	取締役会 13回/13回 出席 経営懇談会 4回/4回 出席 報酬諮問委員会 3回/3回 出席 指名諮問委員会 4回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会、経営懇談会、報酬諮問委員会および指名諮問委員会全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで業務執行の監督等に十分な役割を果たし、コーポレートガバナンスの観点を中心に適切な助言・提言を適宜行っております。
間塚 道義 (社外取締役)	取締役会 13回/13回 出席 経営懇談会 4回/4回 出席 報酬諮問委員会 2回/3回 出席 指名諮問委員会 4回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会、経営懇談会、報酬諮問委員会および指名諮問委員会に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで業務執行の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。
松岡 弘明 (社外取締役)	取締役会 13回/13回 出席 経営懇談会 3回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会および経営懇談会に出席し、大企業の多くの分野の経験から培った深い識見で経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
石 嵯 信 憲 (社外取締役)	取締役会 12回/13回 出席 経営懇談会 4回/4回 出席 報酬諮問委員会 3回/3回 出席	当事業年度開催の取締役会、経営懇談会および報酬諮問委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
内藤 義博 (社外取締役)	取締役会 10回/10回 出席 経営懇談会 3回/3回 出席	就任後の当事業年度開催の取締役会および経営懇談会に出席し、大企業の多くの分野の経験から培った深い識見で経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
安藤 まこと (社外監査役)	取締役会 12回/13回 出席 監査役会 14回/14回 出席 経営懇談会 4回/4回 出席 報酬諮問委員会 3回/3回 出席 指名諮問委員会 4回/4回 出席	当事業年度開催の取締役会、監査役会、経営懇談会、報酬諮問委員会および指名諮問委員会に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を行い、また適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

氏名	出席会議および出席回数	主な活動状況
西村俊英 (社外監査役)	取締役会 9回/13回	当事業年度開催の取締役会、監査役会および経営懇談会に出席し、大企業の多くの分野の経験から培った深い識見で経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
	監査役会 14回/14回	
	経営懇談会 4回/4回	

- (注) 1. 会議開催数は当事業年度内に開催された回数であります。
2. 取締役内藤義博氏の会議開催数は就任後に開催された回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1)名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2)当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査内容・監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社では、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を、定款で定めておりません。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨および解任理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でない判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会におきまして、内部統制システムの整備に関する基本方針につきまして、次のとおり決議しております。

①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、2000年4月に「企業倫理規範」を定めるとともに、2004年2月にはコンプライアンス委員会を設置し、委員長を取締役会議長とするほか、当社の各部門長および日コングループ会社（財務諸表等規則第8条第3項の子会社をいい、以下「グループ会社」という。）社長をコンプライアンス責任者とする。
- 2) 当社およびグループ会社（以下総称して「当社グループ」という。）は、コンプライアンス経営を第一義とし、イントラネットの活用等により「企業倫理規範」を含む「企業倫理ハンドブック」の周知徹底を図り、法令遵守と企業倫理に基づく行動の実践に努めていく。
- 3) 当社グループは、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止および早期発見等を図るため、内部通報制度（「日コングループ・ヘルプライン」）を導入し、通報のための専用窓口を社内・外に設置し、通報を理由として通報者に対し不利益な取り扱いを禁止する。
- 4) 当社グループは、グループ幹部会において適時にコンプライアンスに関する情報を提供し、周知徹底を図る。
- 5) 内部監査室は、日コングループ会社管理規定および監査規定に基づき、グループ会社に対する内部監査を実施する。

6) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを「企業倫理規準」および「企業行動規準」に定め、取締役、使用人に遵守を徹底させる。

7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価委員会において、内部統制評価規定に基づき、その整備状況および運用の有効性を定期的に評価し改善を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規則（文書規定、稟議規定等）に則って保存、管理する。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、グループ全体のリスク管理について、リスク管理規定に則って管理・連絡体制を構築し、当社の各部門およびグループ会社の所管業務に付随するリスク管理は、当社の各部門長およびグループ会社社長が行うこととする。

なお、当社グループにおいて重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、社長直轄の対策本部を当社に設置し、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示する。

④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催することを基本とするとともに、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。

2) 当社は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、重要な業務執行に関する計画およびその執行状況を審議・確認するため、執行役員兼務取締役、常勤監査役および執行役員全員による経営会議を毎月2回開催するほか、臨時経営会議を随時開催し、取締役会の機能強化および経営効率の向上を図る。

- 3) 当社グループの業務運営については、当社において中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定したうえで、グループ幹部会等を通じて、グループ会社に対して経営方針の周知徹底を図る。当社の各部門およびグループ会社は、これを受けて自部門およびグループ会社の目標達成のための施策を立案し実行する。

なお、当社の経営会議において定期的にその進捗状況をレビューする。

⑤当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループは、グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とするとともに、グループ幹部会等を通じて、「企業倫理規範」の周知徹底およびその実践を図っていく。
- 2) グループ会社の経営については、その独自性を活かしつつ、日コングループ会社管理規定に基づき、経営成績、財務状況および事業方針、年度予算等に関する定期的な報告を義務付けるとともに、重要事項については、日コングループ稟議手続要領に基づき、当社の事前承認を得る。

なお、当社の子会社担当役員は当社の経営会議に子会社の状況を定期的に報告する。

⑥監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保について

内部監査室、経理部との連携で対応しており、現在、専任の補助使用人は置いていないが、求められた場合、専任の補助使用人を置くか、置く場合の人数等については常勤監査役と協議のうえ決定する。

なお、補助使用人を置いた場合、当該補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、異動、評価、懲戒処分は常勤監査役の同意を得て行う。

⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告

を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等

- 1) 当社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、経営状況の大きな変動、リスクの顕在化等、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告する。
 - 2) 常勤監査役は、業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する一方、重要な決裁書類である稟議書その他の文書を閲覧するとともに、当社グループの取締役および使用人に適宜報告を求める。
 - 3) 内部監査室による当社グループの監査の結果ならびに被監査部門に対する指摘事項の改善状況等については、常勤監査役に報告する。
 - 4) 内部監査室は、日コングループ・ヘルプラインへの通報の結果について定期的に当社の監査役に報告する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
- 1) 代表取締役は、監査役会と意見交換を密に行う。
 - 2) 内部監査室および経理部をして、監査役会および当社の会計監査人である監査法人による監査との連携を図らせる。
 - 3) 当社は、会社法第388条に基づく監査役からの費用等の請求に対する支払を実効的に担保するため、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設定する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- 1) 当社グループは、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、取締役会議長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、企業トップをコンプライアンス責任者としている。また、グループ会社においても各社社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体の会議体であるグループ幹部会（年2回開催）内でのコンプライアンス情報の発信、また、下記 i) から iii) の内容の周知徹底を行うことで、コンプライアンス経営を浸透させている。
 - i) 内部通報制度「日コングループ・ヘルプライン」
 - ii) イン트라ネットの活用（企業倫理規範の掲示）
 - iii) 「企業倫理ハンドブック」ならびに携帯用「企業倫理規範」の全社員への配布
 - 2) コンプライアンス委員会を半年に1回定期的に開催し、当期は年2回開催した。
 - 3) 内部監査室による規定および経営責任者の承認を受けた監査計画に基づくグループ会社への内部監査を実施した。
 - 4) 内部統制評価規定に基づく整備状況および運用の有効性を評価・改善するため、内部統制評価委員会を年4回開催した。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
法令および社内規則に則り、主に下記の内容を保存・管理している。
- i) 取締役会議事録
 - ii) 稟議書
- ③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
当社グループは経営に影響を及ぼす多様なリスクが発生した場合に、その影響を最小限とするための内容および対策方法などの危機管理に関する基本的事項について「リスク管理規定」を制定し、緊急時の体制を整備している。
- ④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
- 1) 当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役5名）で構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席したうえで、当期は13回開催した。なお、各社外役員の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項（5）社外役員に関する事項②」に記載のとおり。
 - 2) 執行役員兼務取締役を含む、取締役会にて選任された執行役員11名で経営会議を構成し、常勤監査役も出席したうえで、当期は25回（うち臨時1回）開催した。
 - 3) 上記のほか、外部コンサルタントによる「取締役会の実効性評価」を実施し、実効性があることの確認や、前記の「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役のトレーニング」に記載の経営懇談会を当期は4回開催し、社外役員の職務も効率的に行われる体制を構築している。
- ⑤当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制の運用状況
前記の取締役会にて各執行役員より担当部門の執行状況を、経営会議にて各子会社担当執行役員より子会社の状況を定期的に報告した。
- ⑥監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保についての運用状況
専任の補助使用人は置いていないが、内部監査室および経理部との連携により監査役の職務のフォローを行った。
- ⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等の運用状況
- 1) 当社の監査役会は常任（常勤）監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成し、当期は14回（うち

臨時1回)開催した。なお、各社外監査役の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項 (5) 社外役員に関する事項②」に記載のとおり。

- 2) 前記1)の監査役会にて、常勤監査役は社外監査役に対し、経営会議および稟議書の内容や子会社の監査状況を報告している。
 - 3) 決算や重要な決定事項について必要に応じて担当取締役からの説明を受けた。
 - 4) 内部監査室は月に1回定期的に常勤監査役との情報交換を行い、また、経営責任者の承認を受けた監査計画に基づく内部監査の内容を、監査実施後速やかに常勤監査役へ報告している。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等の運用状況
- 1) 代表取締役は、常勤監査役を通じて監査役会との情報交換を行った。
 - 2) 内部監査室および経理部の協力のもと、監査役会および会計監査人との連携を行った。
 - 3) 監査役会の法律相談先として専任の顧問弁護士を設置している。

- 4) 監査役が監査を行ううえで必要な費用については、監査役と協議し一定の予算を設定した。

(3)剰余金の配当等の決定に関する基本方針

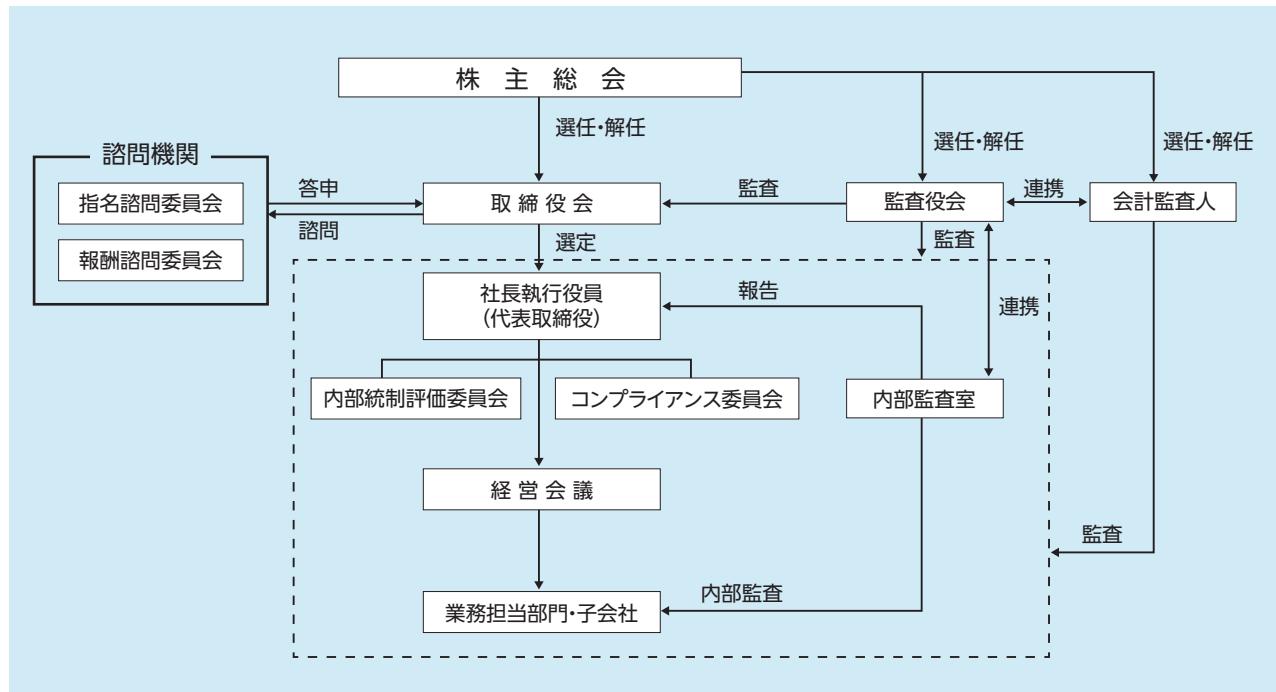
当社は、経営基盤を強化し企業価値向上を図るとともに、株主への利益還元を重要な経営方針のひとつと位置付けております。

剰余金の配当等につきましては、期間利益に応じた適切な還元を行うことを基本としておりますが、一方、研究開発、生産設備の更新等、企業基盤の整備も長期的な株主利益に適合と考へており、適切な内部留保の確保に努めております。

上記観点から、剰余金の配当は、連結の期間業績を考慮するとともに、収益動向や今後の事業展開および財務体質の維持・強化ならびに配当性向等を総合的に勘案して決定することにしております。

この配当方針に基づき当事業年度の期末配当につきましては、1株につき3円50銭とし、中間配当3円50銭とあわせ、年間7円とさせていただきます。

（ご参考）コーポレートガバナンス体制図



（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期 (2019年3月31日現在)	前期(ご参考) (2018年3月31日現在)
■ 資産の部		
流動資産	31,843,877	28,505,379
現金及び預金	7,031,948	5,412,964
受取手形及び売掛金	10,669,009	9,571,420
電子記録債権	4,010,209	3,601,226
商品及び製品	4,683,847	5,223,803
仕掛品	2,921,845	2,367,105
原材料及び貯蔵品	1,138,317	968,205
その他	1,388,698	1,360,653
固定資産	44,097,096	43,744,260
有形固定資産	26,057,353	25,551,986
建物及び構築物	4,558,947	4,562,622
機械装置及び運搬具	2,856,889	3,221,493
土地	16,423,210	16,423,460
建設仮勘定	1,354,498	612,633
その他	863,806	731,776
無形固定資産	361,549	387,043
投資その他の資産	17,678,193	17,805,230
投資有価証券	14,183,789	14,810,057
退職給付に係る資産	2,418,615	2,319,655
繰延税金資産	407,291	240,019
その他	827,394	630,036
貸倒引当金	△ 158,897	△ 194,538
資産合計	75,940,974	72,249,640

(単位：千円)

科目	当期 (2019年3月31日現在)	前期(ご参考) (2018年3月31日現在)
■ 負債の部		
流動負債	24,471,355	23,386,538
支払手形及び買掛金	5,672,916	5,053,116
電子記録債務	10,488,405	9,176,431
短期借入金	2,065,452	2,165,443
一年内返済予定の長期借入金	2,011,156	2,034,514
一年内償還予定の社債	27,000	117,000
未払法人税等	388,275	548,020
賞与引当金	408,160	351,207
役員賞与引当金	19,347	34,838
工事損失引当金	304,889	247,350
その他	3,085,752	3,658,617
固定負債	12,629,347	12,509,726
社債	58,500	85,500
長期借入金	5,332,704	5,491,544
退職給付に係る負債	639,055	527,465
繰延税金負債	3,714,222	3,544,246
再評価に係る繰延税金負債	2,410,926	2,410,926
その他	473,939	450,044
負債合計	37,100,702	35,896,264
■ 純資産の部		
株主資本	26,042,966	25,008,205
資本金	5,111,583	5,111,583
資本剰余金	3,768,036	3,536,497
利益剰余金	17,515,997	16,523,508
自己株式	△ 352,651	△ 163,383
その他の包括利益累計額	11,145,783	10,850,004
その他の有価証券評価差額金	5,313,040	4,949,411
土地再評価差額金	5,312,368	5,312,368
為替換算調整勘定	△ 74,236	-
退職給付に係る調整累計額	594,610	588,225
非支配株主持分	1,651,521	495,165
純資産合計	38,840,271	36,353,375
負債・純資産合計	75,940,974	72,249,640

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当 期	前期 (ご参考)
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで
売上高	49,975,349	42,450,877
売上原価	42,110,206	35,602,591
売上総利益	7,865,143	6,848,286
販売費及び一般管理費	5,727,755	4,816,330
営業利益	2,137,387	2,031,956
営業外収益	478,166	334,947
受取利息及び配当金	183,120	152,814
持分法による投資利益	122,547	130,797
その他	172,499	51,335
営業外費用	215,297	166,135
支払利息	53,115	48,341
支払手数料	—	45,279
その他	162,182	72,514
経常利益	2,400,256	2,200,768
特別利益	287,780	65,656
固定資産売却益	21,459	6,245
負ののれん発生益	266,320	—
スクラップ売却益	—	59,411
特別損失	423,723	94,034
段階取得に係る差損	269,709	—
減損損失	23,412	—
固定資産除却損	78,663	20,255
工場再編費用	—	73,779
その他	51,937	—
税金等調整前当期純利益	2,264,312	2,172,389
法人税等	670,450	748,329
法人税、住民税及び事業税	666,745	769,435
法人税等調整額	3,705	△ 21,105
当期純利益	1,593,862	1,424,060
非支配株主に帰属する当期純利益	144,083	40,132
親会社株主に帰属する当期純利益	1,449,778	1,383,928

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	5,111,583	3,536,497	16,523,508	△163,383	25,008,205
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注2)	-	-	△400,718	-	△400,718
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	231,538	-	-	231,538
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,449,778	-	1,449,778
自己株式の取得	-	-	-	△205,413	△205,413
自己株式の処分	-	-	-	16,145	16,145
連結範囲の変動	-	-	△56,570	-	△56,570
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	231,538	992,489	△189,267	1,034,760
2019年3月31日残高	5,111,583	3,768,036	17,515,997	△352,651	26,042,966

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年4月1日残高	4,949,411	5,312,368	-	588,225	10,850,004	495,165	36,353,375
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注2)	-	-	-	-	-	-	△400,718
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	231,538
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	1,449,778
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△205,413
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	16,145
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	△56,570
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	363,629	-	△74,236	6,385	295,779	1,156,356	1,452,135
連結会計年度中の変動額合計	363,629	-	△74,236	6,385	295,779	1,156,356	2,486,895
2019年3月31日残高	5,313,040	5,312,368	△74,236	594,610	11,145,783	1,651,521	38,840,271

(注) 1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 2018年5月28日及び2018年11月12日の取締役会決議に基づく剰余金の配当であります。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期 (2019年3月31日現在)	前期(ご参考) (2018年3月31日現在)
■ 資産の部		
流動資産	26,115,089	25,609,694
現金及び預金	3,279,057	2,779,993
受取手形	2,495,656	1,452,661
電子記録債権	3,990,553	3,601,226
売掛金	6,387,516	7,079,303
商品	4,007,744	5,283,805
仕掛品	2,220,054	1,304,666
貯蔵品	1,292	1,911
前払費用	83,712	76,388
未収入金	1,983,079	2,346,380
短期貸付金	1,460,050	1,488,160
債権流動化未収入金	166,238	136,581
その他	40,132	58,615
固定資産	35,136,658	34,407,540
有形固定資産	19,870,866	19,823,174
建物	3,203,160	3,320,580
構築物	806,631	872,808
機械及び装置	2,133,981	2,611,780
車両運搬具	3,833	10,979
工具器具及び備品	433,348	434,725
土地	11,930,916	11,931,166
リース資産	32,755	55,856
建設仮勘定	1,326,240	585,277
無形固定資産	101,481	78,527
投資その他の資産	15,164,310	14,145,837
投資有価証券	9,796,492	9,238,657
関係会社株式	2,634,484	2,495,872
関係会社長期貸付金	2,363,927	2,073,443
破産更生債権等	8,008	6,286
前払年金費用	1,562,197	1,472,434
長期差入保証金	154,082	152,295
その他	303,248	123,078
関係会社投資損失引当金	△ 108,321	△ 89,143
貸倒引当金	△ 1,549,810	△ 1,327,088
資産合計	61,251,748	59,657,234

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科目	当期 (2019年3月31日現在)	前期(ご参考) (2018年3月31日現在)
■ 負債の部		
流動負債	23,987,703	22,790,793
支払手形	1,097,614	861,696
電子記録債務	10,816,158	9,214,039
買掛金	3,134,606	3,666,595
短期借入金	5,192,511	5,033,440
リース債務	30,144	33,153
未払金	1,631,905	1,995,883
一年内償還予定の社債	—	90,000
未払費用	245,341	239,242
未払法人税等	227,606	138,709
前受金	386,510	460,245
未払消費税等	267,012	185,697
預り金	50,279	66,243
従業員預り金	359,359	325,661
前受収益	653	653
賞与引当金	224,672	194,923
役員賞与引当金	17,467	33,078
工事損失引当金	305,857	247,350
その他	—	4,180
固定負債	9,820,003	9,832,413
長期借入金	4,688,200	4,817,100
リース債務	30,099	60,244
繰延税金負債	2,397,308	2,254,772
再評価に係る繰延税金負債	2,410,926	2,410,926
その他	293,470	289,370
負債合計	33,807,707	32,623,207
■ 純資産の部		
株主資本	16,846,752	16,826,096
資本金	5,111,583	5,111,583
資本剰余金	3,495,934	3,495,934
資本準備金	2,911,477	2,911,477
その他資本剰余金	584,457	584,457
利益剰余金	8,426,169	8,303,734
利益準備金	220,614	220,614
その他利益剰余金	8,205,554	8,083,119
固定資産圧縮積立金	260,335	269,863
別途積立金	4,800,000	4,800,000
繰越利益剰余金	3,145,218	3,013,255
自己株式	△ 186,934	△ 85,155
評価・換算差額等	10,597,288	10,207,930
その他有価証券評価差額金	5,284,920	4,895,562
土地再評価差額金	5,312,368	5,312,368
純資産合計	27,444,041	27,034,027
負債・純資産合計	61,251,748	59,657,234

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで
売上高	42,511,840	39,247,698
売上原価	37,201,260	34,439,030
売上総利益	5,310,580	4,808,668
販売費及び一般管理費	4,234,722	3,973,958
営業利益	1,075,858	834,710
営業外収益	1,420,959	1,493,388
受取利息及び配当金	255,503	223,015
賃貸料収入	1,131,227	1,256,464
その他	34,228	13,908
営業外費用	1,309,922	1,423,648
支払利息	48,324	51,161
租税公課	150,185	154,238
減価償却費	983,993	1,126,095
その他	127,418	92,152
経常利益	1,186,895	904,450
特別利益	15,414	117,648
固定資産売却益	15,414	5,016
スクラップ売却益	—	58,668
関係会社投資損失引当金戻入額	—	53,963
特別損失	307,655	273,213
減損損失	23,412	—
固定資産除却損	73,997	20,065
貸倒引当金繰入額	175,940	178,567
工場再編費用	—	74,580
その他	34,305	—
税引前当期純利益	894,654	748,884
法人税等	368,609	276,789
法人税、住民税及び事業税	399,263	300,201
法人税等調整額	△30,654	△23,411
当期純利益	526,045	472,095

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2018年4月1日残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	269,863	4,800,000	3,013,255	8,303,734	△85,155	16,826,096
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注2)	-	-	-	-	-	-	-	△403,610	△403,610	-	△403,610
圧縮積立金の取崩し	-	-	-	-	-	△9,527	-	9,527	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	526,045	526,045	-	526,045
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△117,925	△117,925
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,145	16,145
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△9,527	-	131,962	122,434	△101,779	20,655
2019年3月31日残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	260,335	4,800,000	3,145,218	8,426,169	△186,934	16,846,752
項目	評価・換算差額等				純資産合計						
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計								
2018年4月1日残高	4,895,562	5,312,368	10,207,930	27,034,027							
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注2)	-	-	-	△403,610							
圧縮積立金の取崩し	-	-	-	-							
当期純利益	-	-	-	526,045							
自己株式の取得	-	-	-	△117,925							
自己株式の処分	-	-	-	16,145							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	389,357	-	389,357	389,357							
事業年度中の変動額合計	389,357	-	389,357	410,013							
2019年3月31日残高	5,284,920	5,312,368	10,597,288	27,444,041							

- (注) 1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 2018年5月28日及び2018年11月12日の取締役会決議に基づく剰余金の配当であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 耕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンクリート工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 草 野 耕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

日本コンクリート工業株式会社
監査役会

常任監査役（常勤）	井上敏克 ㊞
社外監査役	安藤まこと ㊞
社外監査役	西村俊英 ㊞

以上

(ご参考)

■ トピックス

日コングループ 持続的成長のために ～事業を通して企業の社会的責任を考える～

日コングループは、その経営理念を「[コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する]」ために存在する」としております。現在行っております取り組みは下記のとおりです。企業としてのベストプラクティスを常に追い求め、少しでも社会に貢献できるようにこれからも努力してまいります。

**経営理念：日コングループは
「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」
ために存在します**



環境 (Environment)	社会 (Society)	ガバナンス (Governance)
<p>製品製造時の廃水を利用しCO₂削減や枯渇資源の回収・有毒物質の吸着材の製造、循環型社会の形成など環境に配慮した製品の開発や、経営の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none">・PAdeCSおよびASTICON（リン・ヒ素等吸着剤）・エコタンカル（コンクリートスラッジとCO₂を結合して製造する炭酸カルシウム剤）・リサイクルポール（使用済みポールは破砕処理にて廃棄されますが、破砕後、別用途に再利用可能な製品）・ISO14001認証取得（本社のみ）	<p>地域社会への貢献や働き方改革・ダイバーシティへの取り組みなどを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none">・本社近隣小学校への子供新聞設置・外国人従業員の雇用対応・女性社員の管理職への登用・ゼネコン等の取引先との共同研究開発・現地合弁会社、技術指導による外国人技術者育成・マイスター制度導入による技術継承・当社主導のコンクリートポール診断士協会設立、運営による持続可能な社会への貢献	<p>コーポレートガバナンスコードに即した経営体制の構築を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none">・任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会の設置・取締役会は1/3超の独立社外取締役に構成・工場見学・情報交換等による社外役員の企業理解促進・業績連動株式報酬の導入・ハラスメント防止・相談窓口の設置

会社情報／株式情報 (2019年3月31日現在)

■ 会社概要

商号	日本コンクリート工業株式会社 (NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO.,LTD.)
設立	1948年(昭和23年)8月5日
資本金	5,111,583千円
従業員数	1,228名(単独371名)

■ 主な営業所

本社	東京都港区芝浦四丁目6番14号(NC芝浦ビル)
大阪支店	大阪市中央区
名古屋支店	名古屋市中村区
九州支店	福岡市博多区
四国支店	香川県高松市

■ 役員

取締役会長	網谷 勝彦	常任監査役	井上 敏克	執行役員	増田 知行
代表取締役社長*	土田 伸治	監査役(社外)	安藤 まこと	執行役員	草山 丈太
取締役常務執行役員*	今井 昭一	監査役(社外)	西村 俊英	執行役員	山本 博正
取締役(社外)	八木 功			執行役員	廣沢 明男
取締役(社外)	間塚 道義	常務執行役員	今井 康友	執行役員	吉成 壽男
取締役(社外)	松岡 弘明	執行役員	田中 勝也		
取締役(社外)	石寄 信憲	執行役員	塚本 博		*取締役を兼務する執行役員
取締役(社外)	内藤 義博	執行役員	小寺 満		

ホームページリニューアルのご案内

当社のホームページは、2019年1月にリニューアルいたしました。製品情報から最新のIR情報まで各種情報を掲載しております。是非ご活用ください。

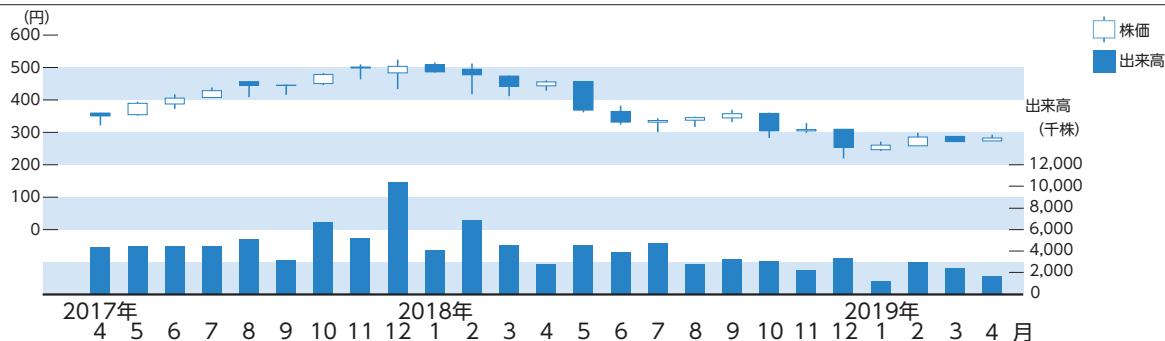
日本コンクリート工業

検索



<https://www.ncic.co.jp/>

■ 株価／出来高の推移



株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会の基準日	毎年3月31日
剰余金配当の基準日	毎年3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
各種お問い合わせ先 郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.ncic.co.jp/) ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株

お知らせ

■住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

特別口座に関する振替請求、単元未満株式の買取請求・買増請求、配当金の受領方法の指定、住所等の変更の各お手続きについては、上記三井住友信託銀行株式会社のフリーダイヤル（受付時間 平日9：00～17：00）で受け付けております。

■未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦四丁目6番14号 (NC芝浦ビル)
当社1階会議室
電話 (03) 3452-1021 (代表)



(交通のご案内)

JR田町駅芝浦口(東口)より

徒歩約13分

都営浅草線泉岳寺駅A4出口(三田・芝浦改札方面)より

徒歩約7分

(お願い)

- ・ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ 会場建物の内外は禁煙となっておりますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。



日本コンクリート工業株式会社



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。